

オ 壁面後退区域における工作物の設置の制限

壁面後退部分は、ゆとりある空間を創出します。

商業・業務地区【調布市】	医療福祉・文教地区【調布市・狛江市】
<p>計画図3に表示する1号壁面、2号壁面及び3号壁面は、壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域については、自動販売機、門、塀、看板等の交通の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に掲げる工作物については、この限りでない。</p> <p>(1) 道路境界線から2m以上の区域に設置する植栽マス等</p> <p>(2) 交通安全施設及び公益上やむを得ないと市長が認める工作物</p>	<p>1 計画図3に表示する1号壁面は、壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線又は都市計画道路の計画線との間の土地の区域については、自動販売機、門、塀、看板等の交通の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に掲げる工作物については、この限りでない。</p> <p>(1) 道路境界線から2m以上の区域に設置する生垣、植栽マスその他これらに類するもので、歩行者等の通行及び安全上支障のないもの</p> <p>(2) 交通安全施設又は敷地の安全管理上、公益上やむを得ないと市長が認める工作物</p> <p>2 計画図3に表示する4号壁面は、壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線又は都市計画道路の計画線との間の土地の区域については、自動販売機、門、塀、看板等の交通の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に掲げる工作物については、この限りでない。</p> <p>(1) 道路境界線から2m以上の区域に設置する生垣、植栽マスその他これらに類するもので、歩行者等の通行及び安全上支障のないもの</p> <p>(2) 敷地の安全管理上必要な垣又は柵で、道路境界線又は都市計画道路の計画線から2.5m以上の区域に景観上配慮した上で設置するもの</p> <p>(3) 交通安全施設及び公益上やむを得ないと市長が認める工作物</p> <p>3 計画図3に表示する5号壁面は、壁面の位置の制限として定められた限度の線と隣地境界線との間の土地の区域については、自動販売機、門、塀、看板等の工作物を設置してはならない。ただし、次の各号に掲げる工作物については、この限りでない。</p> <p>(1) 敷地の安全管理や隣地のプライバシー等への配慮を目的として設ける垣又は柵（ブロック塀その他これに類するものを除く。）</p> <p>(2) 敷地の安全管理上、公益上やむを得ないと市長が認める工作物</p>

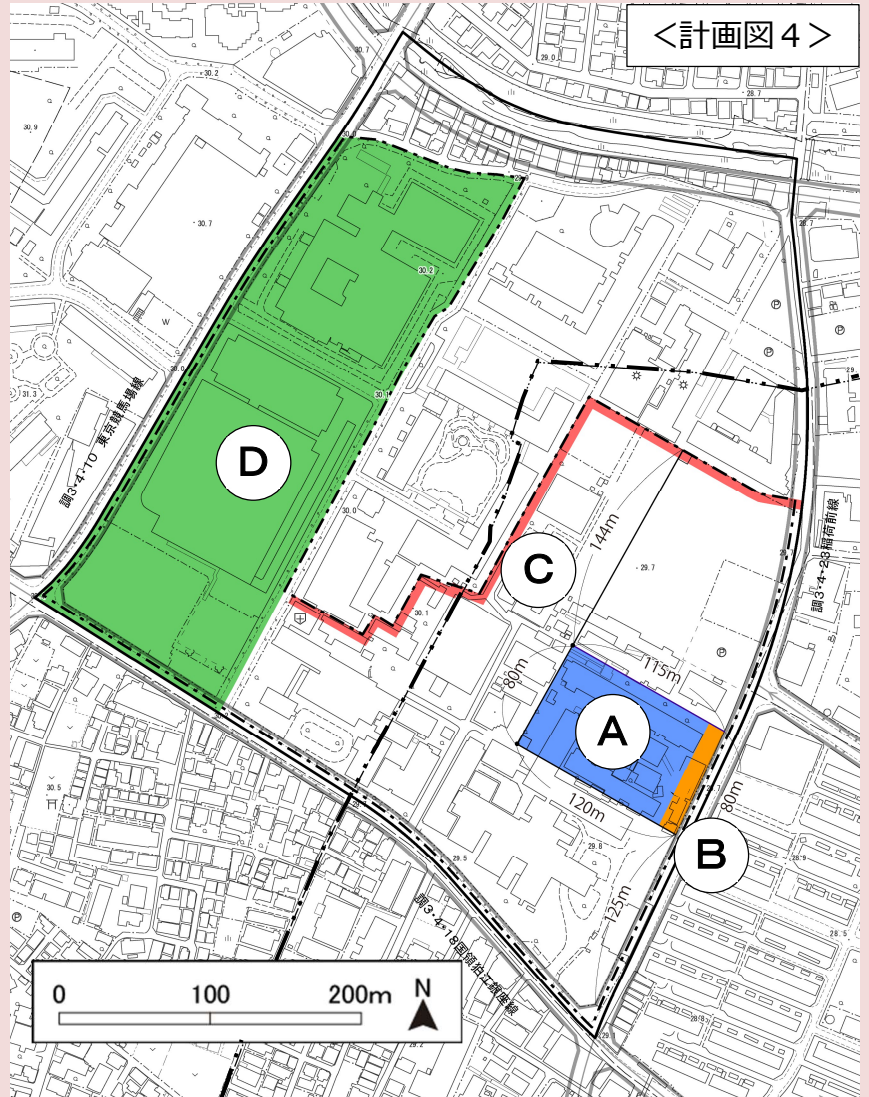
カ 建築物等の高さの最高限度

周辺の住環境に配慮したゆとりある空間を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定めます。

商業・業務地区【調布市】	医療福祉・文教地区【調布市・狛江市】
<p>1 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては当該水平距離の1.25倍に5mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては当該水平距離から8mを減じたものの0.6倍に1.5mを加えたもの以下とする。</p>	
<p>2 建築物の地盤面からの高さ（絶対高さ）は31m以下とする。</p>	<p>2 建築物の地盤面からの高さ（絶対高さ）は25m以下とする。</p> <p>3 前項の規定は、計画図4に表示する高さの最高限度を定める区域Aにおいては37.5m以下、高さの最高限度を定める区域Bにおいては15.0m以下、高さの最高限度を定める区域Cにおいては5.0m以下とする。</p>

【高さの最高限度を定める区域の位置】

凡例	
-----	行政界
————	地区計画区域
- - - - -	地区整備計画区域
Ⓐ	高さの最高限度を定める区域 Ⓐ
Ⓑ	高さの最高限度を定める区域 Ⓑ (計画道路境界線より14m以内の区域)
Ⓒ	高さの最高限度を定める区域 Ⓒ (隣地境界線より6.0m以内の区域)
Ⓓ	高さの最高限度を定める区域 Ⓓ (商業・業務地区内)
Ⓐ $H \leq 37.5\text{m}$ Ⓑ $H \leq 15.0\text{m}$ Ⓒ $H \leq 5.0\text{m}$ Ⓓ $H \leq 31.0\text{m}$ その他の区域 $H \leq 25.0\text{m}$	



【建築物の各部分の高さのイメージ】

